

# 子育て応援パンフレット



令和7年7月

愛媛県松野町

# も く じ

- 1 結婚した時 ..... P1  
結婚祝金
- 2 妊娠を望まれる方へ ..... P1  
不妊治療費助成事業
- 3 妊娠がわかったら ..... P2~3  
母子健康手帳の交付、妊婦支援給付金（1回目）、妊婦一般健康診査、妊婦歯科健康診査  
妊婦訪問指導、国民年金保険料産前産後免除
- 4 赤ちゃんが生まれたら ..... P3~7  
出生届の提出  
～子育て世帯への経済的支援～  
妊婦支援給付金（2回目）、子ども医療費の助成、愛媛県子ども医療電話相談、  
出産育児一時金、乳幼児用紙おむつ券、児童手当の受給、出産世帯応援事業
- 5 産後の検診・予防接種等、母子への支援 ..... P7~11  
～産後のお母さんへの支援～  
松野町産後ケア事業、松野町産婦健康診査事業  
～赤ちゃんの健康診査～  
新生儿聴覚検査、拡大新生儿スクリーニング検査、乳児一般健康診査、乳幼児健康診査、赤  
ちゃん訪問、育児相談、妊産婦等交通費助成事業  
～赤ちゃんの予防接種～  
定期予防接種、任意予防接種費補助、子どものインフルエンザ予防接種費用補助
- 6 子育て親子の交流の場 ..... P11~12
- 7 保育園に預けたい時 ..... P12~14  
町内保育園の利用、幼児教育・保育の無償化、保育料負担軽減、給食費免除、  
特別利用保育
- 8 子どもを預けたい時 ..... P14~15  
子育て支援ショートステイ
- 9 小学生・中学生・高校生への支援 ..... P15~18  
～子どもの医療費・予防接種～  
子ども医療費の助成、インフルエンザ予防接種費用補助

～学校・就学の支援について～

松野町立小・中学校について、自転車ヘルメット購入費の助成、遠距離通学者への支援、学校給食費半額補助、検定料補助、教育奨学金貸付、教育相談、高校生等鉄道・バス通学定期券購入補助について

～放課後や課外の支援について～

放課後児童クラブ（なないろキッズ）、あおぞら子ども会、子ども支援教室「わかたけ」  
海外語学研修

- 10 そのほかの手当や心配なことについて . . . . . P18～20  
ひとり親家庭に関すること、障がいのある子どもに関すること、児童虐待に関する  
こと、里親に関すること、人権相談に関すること、いじめに関すること
- 11 住宅について . . . . . P20  
定住住宅建築奨励金、住宅リフォーム補助金
- 12 子どもの医療費について . . . . . P21～23  
公的医療制度の仕組み、ジェネリック医薬品について、大きな医療費がかかった  
とき（高額療養費の申請）、学校・保育園でけがをした（スポーツ共済）
- 13 子育て等の相談窓口 . . . . . P23  
松野町子育て世代包括支援センター「まつぼっくり」、いろいろ
- 14 医療機関一覧、町内薬局一覧 . . . . . P26
- 生涯を通じた健康づくり（森の国まつの） . . . . . P27
- 予防接種カレンダー . . . . . P28

## 1 結婚した時

### ○結婚祝金

【問い合わせ先：ふるさと創生課 ☎42-1116】

松野町の住民として定住（10年以上にわたって居住）する意思を持つ方が、結婚の届出を行い、その3か月以内に夫婦ともに町内に生活基盤を置き、住民登録をすること等を条件に、100,000円の祝金を支給しています。

※夫婦ともに住民基本台帳に登録された日から3か月以内に申請してください。

※その他にも町税等の完納や様々な要件がありますので、お問い合わせください。

※令和12年3月31日までの期限付きの奨励金です。

## 2 妊娠を望まれる方へ

### ○不妊治療費助成事業

【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

？対象となる方は？

以下の要件をすべて満たす方

- ・法律上の婚姻をしている方又は事実上の婚姻関係にある方
- ・町税を滞納していない方
- ・夫婦又はどちらか一方が松野町に住民登録のある方
- ・医療保険法各法における被保険者又は被扶養者の方
- ・医師の診断により、不妊治療を行った方

\* 特定不妊治療について（体外受精と顕微授精による不妊治療）

◆年 齢：治療を開始した日における妻の年齢が43歳未満である方

◆助成額：1回につき上限200,000円まで

※治療の対象となる子ども1人に対し、初めて助成を受けた治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上であるときは通算3回まで助成可能とします。

\* 一般不妊治療について（人工授精、排卵誘発法、薬物療法、ホルモン療法、タイミング法、不妊検査、手術療法（男性の不妊治療も含む））

◆年 齢：治療を開始した日における妻の年齢が40歳未満である方

◆助成額：1年度につき100,000円まで（対象となる子ども1人に対し）

◆助成期間：治療を開始した日から2年間

## 3 妊娠がわかったら

### ○母子健康手帳の交付

【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

？手続に必要なものは？

- ・妊娠届出書
- ・個人番号のわかるもの

妊娠届出書をもったら、早めに届け出ましょう。

母子健康手帳交付時に、母子健康手帳の利用方法、妊婦健康診査や受診票のこと、母子保健サービスや妊娠中の生活等の情報提供、妊娠・出産等に関する相談に応じます。

また、松野町では妊娠期から就学期までを記録できる「森の国すこやかリレーノート」を配布しております。母子健康手帳の交付時にお渡しします。

### ○妊婦支援給付金(1回目)

【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

妊娠中に「妊婦支援給付金(1回目)：5万円」を支給します。妊娠届出等の保健センターでの面談実施と併せて申請します。

以下の「1・2」に当てはまる方が対象です。＊令和7年4月1日以降の妊娠届出が対象

- 1 給付金の申請時点で松野町に住所のある方
- 2 他の自治体で妊婦支援給付金の支給を受けていない方

### ○妊婦一般健康診査

【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

妊娠 23 週までは4週に1回、妊娠 24 週～35 週までは2週に1回、妊娠 36 週以降は1週に1回の妊婦一般健康診査を受け、胎児の育ち具合や自身の健康状態をみてもらいましょう。

母子健康手帳交付時に、妊婦一般健康診査受診票を交付します。この受診票で、妊婦一般健康診査にかかる費用の一部を公費負担します。

ただし、県外の医療機関では使用できません。一度お支払いいただき、領収書等を持参のうえ、保健福祉課（保健センター）で払戻しの手続きを行ってください。

### ○妊婦歯科健康診査

【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

松野町在住で妊娠の届出をされた方は、町の指定医療機関（町内ほか宇和島圏域の歯科医院）で、妊婦歯科健康診査が無料で1回、受診できます。「個別妊婦歯科健康診査受診票」を母子健康手帳と一緒に交付します。

受診票の有効期間は、交付日から出産の前日までです。

### ○妊婦訪問指導

【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

町の保健師が妊婦訪問を行い、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みについて相談に応じます。

## ○国民年金保険料 産前産後免除

【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】

### ◆対象者

国民年金第1号被保険者

### ◆免除期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間

※多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間

### ◆届出期間

出産予定日の6か月前から

☆免除期間は、保険料を納付したものとして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

## ○国民健康保険税 産前産後免除

【問い合わせ先：町民課 ☎42-1112】

### ◆対象者

令和5年11月1日以降に出産予定（出産後）の国民健康保険被保険者

### ◆免除対象となる保険税

対象者の所得割額と均等割額のうち出産予定月（または出産月）の前月から4か月間分

※多胎妊娠の場合は、出産予定月（または出産月）の3か月前から6か月間分

### ◆届出期間

出産予定日の6か月前から

## 4 赤ちゃんが生まれたら

### ○出生届の提出

【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】

？手続きに必要なものは？

- ・出生証明書  
(出生届と同一の用紙。出産した病院で発行されます。)
- ・印鑑（シャチハタは不可。)
- ・母子健康手帳
- ・届出人の本人確認書類（免許証等）

生まれた日を含めて14日以内に提出が必要です。

※出生届の提出時に、児童手当と子ども医療費助成の手続きを行います。

## 子育て世帯への経済的支援

### ○妊婦支援給付金(2回目)

【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

出産後に「妊婦支援給付金(2回目)：5万円」を支給します。産後、赤ちゃん訪問実施と併せて申請します。

以下の「1・2」に当てはまる方が対象です。（令和7年4月1日以降の妊娠届出が対象）

- 1 給付金の申請時点で松野町に住所のある方
- 2 他の自治体で妊婦支援給付金の支給を受けていない方

### ○子ども医療費の助成

【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】

高校卒業まで、保険適用内の医療費・調剤費が無料になる受給者証を発行します。（入院時の食事療養費等は除く。）

？手続きに必要なものは？

- ・健康保険証等

愛媛県外では使用できませんので、一度お支払いいただき後日、町民課で払戻しの手続きを行ってください。

【手続きに必要なもの】

- ・領収書
- ・印鑑
- ・振込先口座の通帳（受給者の名義）

※必ず診療月の翌月から6ヶ月以内に申請してください。

ちなみに！

子どもの急な病気等には

### ○愛媛県子ども医療電話相談

【愛媛県医療対策課 ☎089-912-2450】

急な発熱など子どもの急病等で、受診した方がよいのか？様子をもても大丈夫なのか？看護師（必要に応じて小児科医）が家庭での応急対処の方法等を電話でアドバイスします。

◆利用できる時間帯

平日	18時～翌朝8時
土曜日	13時～翌朝8時
日曜日・祝日	8時～翌朝8時

プッシュ回線の固定電話・携帯電話から  
**#8000**

ダイヤル回線の固定電話・IP電話等から  
**089-913-2777**

電話による限られた情報に基づく相談であり、直接子どもさんの状態を見て行う診断や治療ではありません。あくまで相談者の判断の参考としてご活用ください。

### ○出産育児一時金

【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】

妊娠・出産には健康保険等が適用されませんが、健康保険の加入者本人または被扶養者が出産すると、出産育児一時金が支給されます。支給額は50万円でかかった出産費用に充てられるよう、原則として病院に直接支払われます。この場合は、病院と「直接支払制度に係る代理契約」を結ぶ必要があります。

※国民健康保険以外の場合は、勤務先または各健康保険へお問い合わせください。

※勤め先の健康保険に1年以上加入していた方が退職後半年以内に出産された場合、以前の勤め先の健康保険もしくは国保、どちらから支給を受けるかご選択いただけます。

## ○乳幼児用紙おむつ券

【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】

乳幼児用紙おむつが購入できる50,000円分（1枚1,000円×50枚）の「松野町乳幼児用紙おむつ券」を交付し、子育て世帯を応援しています。

### 【第1子用】おむつ券イメージ



### 【第2子以降用】おむつ券イメージ



登録店舗に貼付されているステッカー

### 対象となるのは？

松野町の住民基本台帳に記録されている**満1歳に満たない乳児**が対象となります。その保護者におむつ券を交付します。

### どうすればもらえるの？

**役場窓口**で申請してください。

### 購入する製品の指定はあるの？

### 交付を受けるための条件は？

申請者とその同世帯の方たちに**町税等の滞納が無い**ことです。

- ◆ 第1子用 紙おむつ製品であれば、製品の指定はありません。
- ◆ 第2子以降用 **愛媛県が指定している製品**の購入に限定されています。



### 使用期限は？

紙おむつ券の**交付の日**の翌年度の**末日**です。

例] 令和5年度中に交付された券の使用期限は、**令和7年3月31日**  
令和7年度中に交付された券の使用期限は、**令和9年3月31日**

### おむつ券はどこで使えるの？

松野町内で乳幼児用紙おむつを販売する店舗で、松野町へ登録された店舗で利用できます。**令和7年6月現在**では、**コーナンホームストック松野店・虹の森薬局**の2店舗です。この事業の目的の一つとして、**地域経済の活性化**を掲げています。利用の制限が、町内のみという点に関しては、ご理解賜りますようお願いいたします。

？申請に必要なものは？

- ・母子健康手帳
- ・印鑑（シャチハタは不可）
- ・来庁者の本人確認書類

※申請書を提出されてから交付までに1週間ほどかかります。

## ○児童手当の受給 【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】

高校卒業までの児童を養育している方に手当を支給します。

### ◆支給額

児童の年齢	
3歳未満	15,000円（第3子以降は30,000円）
3歳以上高校卒業	10,000円（第3子以降は30,000円）

※「第3子以降」とは、請求者が養育している大学生年代まで（22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の子のうち、生計が同一の3番目以降をいいます。

### ◆支給時期

原則として2か月に1回それぞれの前月分までの手当を支給します。

例：6月の支給日には、4～5月分を支給します。

### ◆手続きに必要なもの

- ・請求者の健康保険証等
- ・請求者の振込口座のわかるもの
- ・個人番号のわかるもの

### 適切に児童手当を受給するために

\* 申請は出生や転入から15日以内に行いましょう。

原則、申請した翌月分からの支給になりますので、申請が遅れると遅れた月分の手当を受けられなくなります。

ただし、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌月から15日以内であれば申請月分から支給します。

\* 公務員になったとき、公務員でなくなったときは届出または申請が必要です。

公務員は勤務先から支給されますので、役場と勤務先からの二重受給にならないよう15日以内に届出や申請が必要です。

\* 現況届

現況届は原則「不要」ですが、児童の養育状況が変わった場合など、現況届が必要な場合がありますのでご注意ください。詳しくは担当課までお問い合わせください。

## ○出産世帯応援事業 【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】

対象児童の出生時の親の年齢に応じて、育児用品や時短家電、省エネ家電の購入に係る費用に対して以下のとおり補助します。

### ◆補助限度額（令和7年度出産世帯）

- 出生時夫婦ともに35歳以下・・・補助上限額30万円  
(補助金①10万円、補助金②20万円)
- 上記以外・・・・・・・・・・・・・・補助上限額20万円  
(補助金①10万円、補助金②10万円)

◆対象となる方 以下の要件に当てはまる方

- 1 対象児童、申請者とも町内に住民登録があること
- 2 対象児童と同居し、主たる生計維持者として養育していること
- 3 3か月以上継続して松野町の町民であること
- 4 過去に同種の補助を受けていないこと
- 5 町税等を滞納していないこと
- 6 生活保護を受けていないこと
- 7 暴力団員でないこと

◆対象となる育児用品等

- 1 育児用品
- 2 時短家電
- 3 省エネ家電

◆提出書類

- 1 申請書兼請求書
- 2 補助金申請額内訳書
- 3 領収書等の原本（補助金②）
- 4 母子手帳
- 5 振込口座等が分かるもの など

## 5 産後の健診・予防接種等、母子への支援

### 産後のお母さんへの支援

#### ○松野町産後ケア事業

【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

支援が必要な母子を対象に、宿泊型や日帰り型のサービスの利用ができます。

◆対象者

産後4月末満の母親と乳児で次のいずれにも該当する者

- ・産後に心身の不調、育児不安がある
- ・家族等から家事・育児の十分な産後の支援が受けられない
- ・母子共に病院等への入院が必要でない

◆事業内容

区 分		利用者負担額 基本額 (1日当たり)	内容
宿泊型 24時間対応 (上限7日間)	町民税課税世帯	3,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>産婦の身体的、心理的ケア</li> <li>育児の手技指導</li> <li>乳児の健康管理</li> <li>産婦の休憩など</li> </ul>
	町民税非課税世帯	1,500円	
	生活保護世帯	0円	
日帰り型(9時間以内) 午前10時～午後7時 (上限7日間)	町民税課税世帯	1,500円	
	町民税非課税世帯	750円	
	生活保護世帯	0円	

※宿泊型7日まで 日帰り型7日まで 計14日まで

※サービスの3日前までに、申請が必要です。

◆サービス利用場所

市立宇和島病院、山内産婦人科、長野産婦人科

○松野町産婦健康診査事業

【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

◆対象者

産婦

◆実施時期及び回数

2回(産後2週間前後、産後1か月前後の各1回)

◆利用者負担額

無料

◆健診場所

市立宇和島病院、山内産婦人科、長野産婦人科、萩山医院 寿レディースクリニック  
他県内の産婦人科

※県外の医療機関で受診される方は、事前に保健福祉課までご相談ください。

赤ちゃんの健康診査

○新生児聴覚検査

【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

出生後の入院中もしくは生後1か月までに、出産した医療機関で検査を行います。

医療機関に検査機器のない場合は、検査可能な医療機関を紹介してもらいましょう。

母子健康手帳交付時に、新生児聴覚検査受診票を交付します。この受診票で新生児聴覚検査にかかる費用の一部を公費負担します。

ただし、県外の医療機関では使用できません。一度お支払いいただき、領収書等を持参のうえ、保健福祉課(保健センター)で払戻しの手続きを行ってください。

### ○拡大新生児スクリーニング検査

【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

出生後1週間以内に、出産した医療機関等で検査を受けることができます。医療機関で検査ができない場合、他の医療機関等の紹介を受け、生後28日未満の間に検査を受けることができます。

検査費用の一部を公費で助成します。（令和7年4月1日以降に出生した新生児が対象）検査を受ける医療機関等で、公費助成申込書を記入し提出してください。

県外の医療機関で検査を受ける方は、医療機関で検査費用をお支払いいただき、領収書等を持参のうえ、保健福祉課（保健センター）で払戻しの手続きを行ってください。

### ○乳児一般健康診査

【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

出生届提出後、乳児一般健康診査受診票を交付し、赤ちゃん訪問時にお渡しします。この受診票を使って、生後3か月～6か月の間に1回、9か月～11か月の間に1回、乳児一般健康診査を無料で受けることができます。

### ○乳幼児健康診査

【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

3か月～5か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児健康診査を行っています。問診・身体計測・診察・相談等を行ない、お子さんの成長や発達を確認します。

また、子育てや食事等に関する相談にも応じます。

### ○赤ちゃん訪問

【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

町の保健師が生後4か月までのすべての家庭を訪問させていただきます。赤ちゃんの体重等を測り、成長や発達を確認し、不安や心配ごとの相談をお受けします。子育てに関する情報提供も行っていますので、お気軽にご相談ください。

また、出生届の提出後に予防接種手帳を交付し、赤ちゃん訪問時にお渡しします。定期予防接種については、無料で接種できます。

### ○育児相談

【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

7か月～8か月児、10か月児、12か月児等の育児相談を行っています。問診・身体計測等を行い、お子さんの成長や発達を確認し、子育てや離乳食等に関する相談に応じます。

### ○妊産婦等交通費助成事業

【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

◆対象者 町内に住所のある方で「1～3」のいずれかに当てはまる方

- 1 妊産婦(母子健康手帳を発行した後のものに限る。)
- 2 乳幼児(小学校就学前まで)を養育する保護者
- 3 不妊治療を受けている者

◆事業内容 受診等のための、医療機関までの移動に要する経費(復路の経費を含む。以下同じ。)を助成します。

◆対象となる受診内容と期間

受診内容	期 間
妊婦健康診査、出産、産婦健康診査、乳児の1か月健康診査、産後ケア	母子健康手帳の交付を受けた日から産後4か月未満まで
医療機関に入院し治療を受ける乳幼児の面会等（諸条件あり）	出生後から就学前まで
不妊治療	不妊治療を開始した日から治療を終了した日まで

◆助成金額 ＊上限は、世帯につき、年度毎に200,000円まで。

(1) 鉄道、バス及び自家用車の場合

区間	支払金額（1回の受診等につき）
ア 南予の医療機関まで	1,000円
イ 里帰り出産による受診等	1,000円
ウ 中予の医療機関まで	9,000円
エ 東予の医療機関まで	13,000円

(2) タクシーの場合 1回の受診等に当たり15,000円を上限とし、実費負担額と比較し、少ない方の額とする。

## 赤ちゃんの予防接種

○定期予防接種 【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

？医療機関に持参するものは？

- ・母子健康手帳
- ・予防接種手帳

※予防接種は、医療機関への予約が必要です。

予防接種の詳しい内容等は、28ページをご覧ください。

○任意予防接種費補助 【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

？手続に必要なものは？

- ・母子健康手帳
- ・予防接種費用の領収書
- ・請求者の振込口座のわかるもの

※予防接種は、医療機関への予約が必要です。

子どもの主な任意予防接種である、おたふくかぜの予防接種について、費用の全額を補助します。一度お支払いいただき、保健福祉課（保健センター）で払戻しの手続を行ってください。

※令和5年度接種分からは、1回目（満1歳の誕生日以降に接種分）と、2回目（就学前の年度末までに接種分）の合計2回の予防接種費が補助できるようになりました。

## ○子どものインフルエンザ予防接種費用補助

【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

### ◆対象者

松野町に住民票のある生後6か月から令和7年度末までに18歳になられる方  
接種する医療機関の指定はありません。

### ◆個人負担金

1回のワクチン接種につき1,000円

### ◆補助金額

ワクチン接種費用から、個人負担金1,000円を差し引いた残りの額

### ◆補助の申請方法

補助対象接種期間中に予防接種を受けた後①～③を保健センターにお持ちください。

①医療機関が発行した「接種費用領収書」

②医療機関が発行した「接種済証明書」または接種を記載した母子健康手帳

③補助金を振り込む金融機関（口座番号等）のわかるもの

### ◆補助の申請期間

予防接種を受けた日の年度末（3/31まで）

※なお、2回接種する方は、2回目接種後に申請してください。

## 6 子育て親子の交流の場

【問い合わせ先：虹の森まつの保育園 ☎42-0204】

虹の森まつの保育園に併設されている子育て支援センター「つくしんぼ」において、保育士による子育て情報の提供や、講習会の実施、子育て親子の交流の場を提供するなど、子育ての不安感の緩和や子どもの健やかな育ちを支援しています。

◆参加費は無料です。概ね生後4か月以降のお子さんが利用できます。

月曜日～金曜日（9：00～15：00）

火曜日・金曜日（9：00～11：30）講習会・遊び等を実施しています。

センターを自由解放していますので、お気軽にご参加ください。



### 講習・遊び等（例）

4月	手遊び・歌をうたおう	鯉のぼり作り
5月	鯉のぼり	リズム講習 災害時のフェイスタオル
6月	夏に向けての健康管理	離乳食講座
7月	俳句	水遊び 七夕飾り
8月	七夕会	小麦粘土遊び 夏の健康
9月	ボール遊び	タオル遊び おやつ作り講座
10月	絵本読み聞かせ	ぽっぽ温泉足湯散歩 木の実や葉っぱ遊び
11月	絵本読み聞かせ	風船遊び
12月	クリスマス会	ツリー作り
1月	お正月遊び	鬼のお面作り
2月	節分	おひな様作り
3月	ひな祭り会	お別れ会

令和7年度の講習は子育て支援センターにお問い合わせください。  
予定が途中で変更になることもありますので、ご了承ください。

## 7 保育園に預けたい時

【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】

### 町内保育園の利用

仕事等の理由により家庭での保育ができない場合に、保育園でお子さんをお預かりしていただきます。

保育園名	所在地	電話番号	開園時間
松野町立 虹の森まつの保育園	松丸 166 番地 1	42-0204	7:30~18:30 月曜日から土曜日

#### ◆受付期間

毎年秋頃（10月～12月頃）に翌年度の利用申込を受付しています。この期間中に申込をしていない児童の途中入園は、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。受付開始は、広報やHP、防災無線等でお知らせしますので、ご確認ください。

随時申込の場合は、入園希望日の属する月の初日から2ヶ月前までにお申込みください。

#### ◆保育園を利用するには、町から利用の認定を受ける必要があります。

- ・1号（教育）認定・・・幼稚園 3～5歳児 ☆保育を必要とする事由なし
- ・2号（保育）認定・・・保育園 3～5歳児
- ・3号（保育）認定・・・保育園 0～2歳児

☆ 松野町では1号認定の子ども虹の森まつの保育園を利用できるよう、令和2年度より制度を開始しました。（特別利用保育）

#### ◆利用時間

利用時間は、保育の必要量により決まります。就労時間等により「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。ただし、保育を必要とする事由がない場合は、教育標準時間の間で子どもをお預かりします。（特別利用保育）

保育標準時間	保護者の就労時間が月 120 時間以上	最長 11 時間 (7 時 30 分から 18 時 30 分)
保育短時間	保護者の就労時間が月 48 時間以上 120 時間未満	最長 8 時間 (8 時から 16 時)
教育標準時間	保護者の就労等、保育を必要とする 事由なし（特別利用保育）	最長 5.5 時間 (8 時 30 分から 14 時)

利用できる時間は、休憩時間や通勤時間も考慮し、保護者の就労状況等に応じて必要な範囲となります。（最長 11 時間）

### 幼児教育・保育の無償化

令和元年 10 月より、幼稚園・保育園・認定こども園などを利用する子どもたちの利用料が無償化されました。

（対象）

- ・ 3 歳児から 5 歳児
- ・ 住民税非課税世帯の 0 歳児から 2 歳児

### 保育料負担軽減

国の基準では第 2 子から半額、第 3 子無料であるところ、松野町では第 1 子から半額、第 3 子無料としています。ただし、ひとり親家庭等については第 2 子以降が無料となります。

### 給食費免除

虹の森まつの保育園では、町内在住の児童にかかる給食費を免除しています。およそ 3,000 円相当分の主食費（ごはん）と、4,500 円相当分の副食費（おかず）の保護者の負担はありません。

☆ごはんは町内産のお米を給食で提供しています。

### 特別利用保育

地域に幼稚園等がないために、施設の利用ができない 1 号（教育）認定の子どもが、地域の保育園を特別に利用することができる制度です。

松野町では、虹の森まつの保育園で利用できます。

#### ◆対象

松野町に在住の 3 歳児から 5 歳児の子ども（4 月 1 日時点で 3 歳以上であること）年少・年中・年長クラスの利用です。保護者の就労等の理由を必要としません。

◆利用時間

8時30分から14時まで、園行事の場合を除き、土・日曜日は休みです。

学校と同様に長期休暇がありますが、松野町は夏休みを実施せず、特別に夏休み中も受入します。

◆保育料は無料です。



## 8 子どもを預けたい時

### ○子育て支援ショートステイ

【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】

保護者の方が、仕事や疾病、育児疲れなどで一時的に子どもを養育することが困難になったときに、子どもを預けることができます。

利用を希望される方は事前にご相談ください。

◆利用児：18歳未満

◆利用期間：連続7日以内

◆利用料

区 分		利用者負担額
1 生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯（ひとり親家庭に限る。）	2歳未満	0円
	2歳以上	0円
2 1以外の市町村民税非課税世帯又はその他の世帯（ひとり親家庭又は養育者家庭に限る。）	2歳未満	日額 1,100円
	2歳以上	日額 1,000円
3 1及び2以外の世帯	2歳未満	日額 5,350円
	2歳以上	日額 2,750円

※原則、保護者又は保護者になる方が送迎をお願いします。

※施設の疾病状況やお子様の当日の健康状態等により集団生活が営めない場合は、お預かり出来ない場合があります。（相談可）

◆サービス利用場所

宇和島地区広域事務組合 児童養護施設 きほく優愛の里 ☎49-5115

## 9 小学生・中学生・高校生への支援

### 子どもの医療費・予防接種

#### ○子ども医療費の助成 【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】

高校卒業までの保険適用の医療費について、自己負担が無料になる受給者証を発行しています。詳しくは4ページに記載しています。

#### ○インフルエンザ予防接種費用補助 【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

生後6か月から令和7年度末までに18歳になられる方の予防接種の費用を補助しています。詳しくは10～11ページに記載しています。

### 学校・就学の支援について

#### ○松野町立小・中学校

学校名	所在地	電話番号	校区
松野東小学校	吉野 2160 番地 1	42-0010	吉野・蕨生・奥野川
松野西小学校	松丸 166 番地 1	42-0004	松丸・延野々・豊岡・ 富岡・上家地・目黒
松野中学校	延野々1870 番地 1	42-0012	全町

【問い合わせ先：教育課 ☎42-1118、各学校】

#### ○自転車ヘルメット購入費の助成 【問い合わせ先：教育課 ☎42-1118、各学校】

町内の小中学校に通う児童生徒が自転車ヘルメットを購入する（した）場合に、その購入費用の一部を助成しています。

- ◆ 対象者：保護者
- ◆ 金額：上限 2,000 円（ヘルメット 1 個につき）

#### ○遠距離通学者への支援 【問い合わせ先：教育課 ☎42-1118】

通学距離が4km以上の小学生、6km以上の中学生に対して、松野町コミュニティバス無料乗車証明書を発行しています。

また、目黒地区の小学生、中学生の通学のため、スクールバスを運行しています。

### ○学校給食費半額補助 【問い合わせ先：教育課 ☎42-1118】

町内の小中学校に通う児童生徒を対象に、学校給食費の半額補助を行っています。手続は毎年4月に学校を通じて行います。

### ○検定料補助 【問い合わせ先：教育課 ☎42-1118、各学校】

町内の小中学校に通う児童生徒を対象に、漢字検定、算数（数学）検定、英語検定の検定料について、各年1回分を町が負担しています。令和5年度からは、中学生の英語検定は2回分を町が負担します。

なお、対象となる検定は、町内の小中学校を会場として受検する各検定です。受検日などの詳細は各学校にお問い合わせください。

### ○教育奨学金貸付 【問い合わせ先：教育課 ☎42-1118】

松野町人材育成基金を活用し、教育奨学金の貸付をおこないます。対象者及び要件は次のとおりです。

本町に住所を有する方のうち、経済的理由で進学や修学が困難と認められる方、または学力、芸術、文化もしくはスポーツに優れている方で、次のいずれかに該当する方です。

- ・高等専門学校（4年・5年）に在学している方
- ・専修学校の専門課程に進学または在学している方
- ・大学または大学院に進学または在学している方

貸付金額は月額3万円以内とし、無利子です。

※その他にも様々な要件がありますので、お問い合わせください。

### ○教育相談について 【問い合わせ先：教育課 ☎42-1118】

就学や教育に関する心配事について、専門の教職員等による相談会を実施していますのでお気軽にご相談ください。

### ○高校生等鉄道・バス通学定期券購入補助

【問い合わせ先：ふるさと創生課 ☎42-1116】

町外に通学するために、通学定期券を購入する高校生等または同一世帯の保護者に対して定期券の購入費用を補助しています。

◆補助額：各通学定期券の補助対象経費の合計の4分の3の額

？申請に必要なものは？

- ・申請書
- ・町税等納付状況調査同意書
- ・学生証の写し
- ・定期券の写し（申請する機関の全ての通学定期券のコピーが必要です。）

## 放課後や課外の支援について

### ○放課後児童クラブ(なないろキッズ)

【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】

町内の小学校に通う児童を対象に、学校の長期休業中や、下校しても家族が誰もいなくて心配という保護者の不安を解消するため、放課後児童クラブで児童をお預かりしています。

◆ 場所：松野西小学校敷地内

◆ 時間 ※お迎えは、18時までをお願いします。

・学校授業日 → 下校～18時まで

※松野西小学校以外の児童については、森の国バスやタクシーで送迎します。

・学校休業日 → 8時～18時まで

◆ 保護者負担金

・児童一人につき 月額 4,000 円（日割り計算なし）

・傷害保険料 実費

?申請に必要なものは？

・申請書 ・誓約書 ・就労証明書 → 町民課へ提出

・口座振替申込兼自動払込利用申込書（新規利用の場合） → 金融機関へ提出

※申請手続は、4月からの利用希望の場合は1か月前までに、年度途中からの利用希望の場合は2週間前までをお願いします。

### ○あおぞら子ども会

【問い合わせ先：教育課 ☎42-1118、各学校】

町内の小学校4年生から高校生を対象に、学習活動を通して基礎学力や創造力、表現力の向上に努め、差別解消に向けて積極的に活動していこうとする意欲を養っています。

◆ 期間：おおむね6月～2月まで

◆ 時間：毎週火曜日 19時30分～20時30分（学校休業日は除く。）

◆ 場所：森の国ふれあいセンター

松野町隣保館

※保護者で送迎をお願いします。

### ○子ども支援教室「わかたけ」

【問い合わせ先：宇和島市こども支援教室「わかたけ」 ☎22-1642】

さまざまな原因による不登校、学校生活や家庭生活における悩みをもった児童生徒に対し、居場所づくりや学校復帰など、よりよい成長と自立に向けた支援を行います。

◆ 通室生の活動時間

月曜日～金曜日 9時30分～15時00分

（土曜日、日曜日祝祭日及び長期休業中は閉室）

◆ 教育相談（電話による相談、来室による相談）：

月曜日～金曜日 9時00分～16時00分

（土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始は除く）

◆ 相談料：無料

## ○海外語学研修 【問い合わせ先：教育課 ☎42-1118】

松野町人材育成基金を活用し、松野中学校生を対象とした海外への語学研修を実施しています。

研修は年1回、夏季休業中にオーストラリアでのホームステイを予定しています。募集は松野中学校を通じて行います。

なお、国際情勢等により研修内容が変更になる場合があります。

また、中学生以外に対する助成も行っています。

## 10 そのほかの手当や心配なことについて

### ○ひとり親家庭に関すること

#### \* 児童扶養手当 【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】

父母の離婚等により、父又は母と生計を別にしている児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）を養育しているひとり親家庭等に対して支給されます。

#### \* ひとり親家庭医療費助成 【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】

20歳未満の児童を養育している、所得税非課税のひとり親家庭等に対する保険適用の医療費について、自己負担が無料になる受給者証を発行しています。

#### \* 母子家庭及び父子家庭小口資金貸付事業 【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】

ひとり親家庭の父又は母が生活や病気のため、緊急に資金を必要とする場合に貸付けを行います。

#### \* 母子・父子・寡婦福祉資金 【問い合わせ先：南予地方局地域福祉課 ☎22-5211】

ひとり親家庭に対し、児童が進学する際の修学資金や就学支度資金等の貸付けを行っています。

#### \* 就業支援の実施 【問い合わせ先：南予地方局地域福祉課 ☎22-5211】

ひとり親家庭に対し自立支援給付金事業を実施し、費用の助成を行っています。また、パソコン技能習得講座等を行い、自立と就労を目指しています。

### ○障がいのある子どもに関すること

#### \* 療育手帳・身体障害者手帳等の交付 【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

障がいの程度によって各種控除や割引等の制度が受けられます。また、児童福祉法による障害児通所サービス等を利用することもできます。

#### \* 重度心身障害者（児）医療費助成 【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

重度の心身障がいがある人に保険適用の医療費について、自己負担が無料になる受給者証を発行しています。

\* 特別児童扶養手当 【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113】

身体又は精神に中度以上の障がいがあるため、日常生活に影響のある20歳未満の子どもを養育・監護している人に手当が支給されます。認定には、障がいや所得の審査があります。

児童1人あたりの月額支給額（令和7年4月～）

1級：56,800円

2級：37,830円

\* 障害児福祉手当 【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

身体又は精神に重度の障がいがある在宅の20歳未満の子どもで、日常生活において常時介護を必要とする人に支給されます。

○児童虐待に関すること 【南予子ども・女性支援センター ☎22-1245】

全国共通3桁ダイヤル「189（いちはやく）」で、地域の子ども・女性支援センターへつながります。松野町の管轄は、宇和島市にある「南予子ども・女性支援センター」です。連絡は匿名で行うことも可能ですので、虐待かもと思った場合は連絡をお願いします。

また、町民課や保健福祉課でも連絡を受け付けています。

○里親に関すること 【南予子ども・女性支援センター ☎22-1245】

里親制度は、児童福祉法に基づいて虐待や親の病気など様々な理由で親と一緒に暮らせない子どもたちを里親の家庭で受入れ、養育をお願いする制度です。県では里親の募集を行っています。手当の支給がありますが、里親になるには研修の受講が必要です。里親希望の方はご相談ください。

\* 養育里親

18歳までの子どもを、子どもが自立したり、生まれ育った家庭に戻ったりするまで自分の家庭に受入れて育てる里親です。期間は子どもの事情によって様々です。

\* 養子縁組里親

原則6歳未満の子どもを、特別養子縁組（戸籍上も自分の子どもとして育てること）を前提として養育する里親です。養子縁組が成立するまでは里親として育てます。

◆毎月必要な生活費が支給されます。

養育里親の場合（月額）

（例）里親手当・・・1人あたり 90,000円（2人目以降 90,000円）

生活費（1人あたり）・・・乳児 60,110円 / 乳児以外 52,130円

上記以外に、医療費や教育費などが支給されます。

○人権相談に関すること

身近な相談場所として、人権相談など様々な相談に対応しています。

問い合わせ先：町民課 ☎42-1113

松野町隣保館 ☎42-0130

松野町ふれあいセンター ☎42-0448

## ○いじめに関すること 【いじめ相談ダイヤル 24 ☎0120-078-310】

小学生・中学生・高校生やその保護者からのいじめの悩みに関する相談を受け付けています。いじめ相談ダイヤル 24 は全国統一のフリーダイヤルで、曜日に関わらず 24 時間対応していますので、いつでも相談してください。

また、各学校や教育委員会でも相談できます。

## 11 住宅について

### ○定住住宅建築奨励金 【問い合わせ先：ふるさと創生課 ☎42-1116】

対象になるのは、松野町の住民として定住（10年以上にわたって居住）する意思を持つ方で、町との事前協議を終え、松野町に定住するため住宅を新築または新築住宅を購入し住民基本台帳に記録された方です。

なお、事前協議は、住宅新築工事請負契約締結日から 1 か月以内または新築住宅購入申込日以前の 1 か月間に行う必要があります。

- ◆ 助成額：1,000,000 円
  - ◆ 対象住宅：所有権が2分の1以上または玄関、居住室等の住宅部分が66㎡以上であること
- ※その他にも町税等の完納や様々な要件がありますので、お問い合わせください。  
※事前協議は申請前までに完了しておく必要があります。  
※令和 12 年 3 月 31 日までの期限付きの奨励金です。  
※令和 12 年 3 月 31 日までに入居している人が対象となります。

### ○住宅リフォーム補助 【問い合わせ先：ふるさと創生課 ☎42-1116】

対象となるのは、自己所有または 3 親等内の親族が所有する持ち家住宅で、次のリフォーム工事を行う方です。

- ・ 補助対象工事の施工業者が町内の建築業者等であること
  - ・ 工事に要する経費が 50 万円以上であること
  - ・ 補助を受けようとするリフォームが、他の補助制度と重複しない方
  - ・ 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事費用を受けていない方
- ◆ 町内在住の方：工事費用の 1/10、限度額 200,000 円
  - ◆ Uターン者の方：工事費用の 1/4、限度額 500,000 円
  - ◆ 対象住宅：町内で建築後 10 年以上経過した住宅等、その他要件あり
- ※Uターン者とは、町外に 1 年以上居住した後、町内の実家等の住宅へ定住の意思をもって松野町に生活の拠点を移し、町内へ住民票を異動する方（交付申請日において町内に住民票を異動してから 1 年経過していない方を含む。）  
※その他にも町税等の完納や様々な要件がありますので、お問い合わせください。

## 12 子どもの医療費について

### ○公的医療制度の仕組み

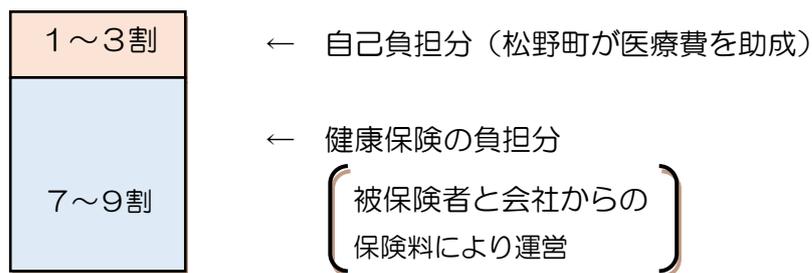
日本では「国民皆保険」といって、ほぼ全ての人が何らかの公的な医療保険に加入しています。おかげで日本では病気や事故のとき、誰もが安心して医療を受けることができます。

自己負担は年齢や収入により1割～3割で、義務教育就学前の子どもは2割となっています。残りの8割は公的医療保険（健康保険組合や国民健康保険）が負担しています。

その公的医療保険制度は、皆さんが支払う保険料や、会社などの事業主が保険料を拠出し成り立っています。

松野町では、中学校卒業までの子どもにかかる保険適用の自己負担分（2～3割）を助成しているため、医療費は無料です。ですが、「無料だから」と安易に受診していると、その分医療費が増えることになり、最終的には保険料の増大という形で皆さん自身が負担することになります。

### \*医療費のしくみ



### 松野町の医療助成制度

**子ども医療費**・・・高校卒業まで、子どもの医療費が無料になります。  
⇒ 詳しくは **4 ページ**

**ひとり親家庭医療費**・・・20歳未満の子どもを養育している、ひとり親家庭（親と子）の方の医療費が無料になります。※所得制限あり  
⇒ 詳しくは **18 ページ**

**重度心身障害者医療費**・・・重度の心身障がいがある人の医療費が無料になります。  
⇒ 詳しくは **18 ページ**

※保険適用分の医療費・薬剤費のみが無料です。予防接種は、上記医療費助成の対象外になりますが、定期予防接種は、国が定めた期間内での接種は無料、任意予防接種は費用の補助がありますので、詳しくは **10～11 ページ**と **28 ページ**をご覧ください。

## ○ジェネリック医薬品について

新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に販売される、新薬と同じ有効成分、効能が認められている安価なお薬です。

医療費の高騰を抑え、医療保険制度を安定化させるために、現在日本ではジェネリック医薬品の利用が推奨されています。多くの方がジェネリック医薬品を選ぶことで医療費の節約や保険料の増大を防ぐことに繋がりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、医師の判断により、変更できないことがありますので、ジェネリックに変更しても差し支えないか、かかりつけの病院や薬局にご相談ください。

Q 効果・安全性は？

A 効き目や安全性については基本的には違いはありません。国による厳格な審査（規格や試験方法・安定性試験・生物学的同等性試験等）を経て製造、販売が認められています。

製品によっては、服用しやすいように、大きさや味、香りなどを改良したジェネリック医薬品もあります。

Q 価格は？

A ジェネリック医薬品に切り替えると、新薬より5割程度安くなる場合もあるため（※）慢性的な病気などで長い期間服用する場合は、自己負担額を減らすことができます。

（※）厚生労働省資料による割合

## ○大きな医療費がかかったとき（高額療養費の申請）

【問い合わせ先：町民課 ☎42-1113 保健福祉課 ☎42-0708】

高額療養費とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、加入している健康保険から一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、あとで払い戻される制度です。

子ども医療、ひとり親家庭医療・重度心身障害者医療費助成制度の受給者の方は松野町が医療費の助成を行っていますので、入院・手術等で大きな医療費がかかる場合は必ず手続きが必要です。

### \* 入院の予約があり、医療費が高額になると事前にわかっている場合

加入している健康保険へ「限度額適用認定証」を申請し、認定証の交付を受け、医療機関の窓口に認定証と保険者証を提出してください。

### \* 突然の入院・手術等で、医療機関へ認定証を提示しなかった場合

医療機関で受診した月の翌々月以降に、**印鑑・保険証等**を持って役場窓口までお越しください。郵送での手続きも可能です。

こちらからお手続きのご連絡をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

ちなみに、高額療養費は健康保険の制度ですので、子どもに限らず大人もこの制度により医療費の負担を少なくすることができます。

### ○学校・保育園でけがをした（スポーツ共済）

【問い合わせ先：保育園、学校】

松野町の保育園や小学校・中学校では、学校管理下での不慮の事故に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付契約を結んでいます。この制度は、児童が学校、若しくは保育園管理下で災害にあわれた場合の治療費や見舞金の給付を行います。この給付を受けられる際は、病院の窓口で子ども医療、ひとり親医療費等の制度を利用せずに、一旦治療費（自己負担分2割～3割）を保護者様にお支払いいただき、後日医療費（4割）を役場より給付いたします。

なお、加入は任意となっていますので、詳しくは保育園もしくは学校にお問い合わせください。

## 13 子育て等の相談窓口

### ○松野町子育て世代包括支援センター「まつぼっくり」

【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない支援を行います。

妊娠や子育てで不安や疑問に思ったこと、悩み等があるときには、お気軽にご相談ください。

◆開設時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時15分  
（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み）

※保健師が不在の場合がありますので、相談にお越しの際には、事前にご連絡をお願いします。

### ○いろいろ

【問い合わせ先：保健福祉課 ☎42-0708】

子育てでしんどい思いや困りごとのある親が集まって、いろいろなおしゃべりを楽しんでいます。

◆開設時間：第2土曜日 10:00～12:00

◆場 所：松野町社会福祉協議会



# 松野町子育てサポートマップ

妊娠前	妊娠	0歳	1歳	2歳	3歳	5歳	小学校	中学校・高校
<p>☆ 一般不妊治療費助成</p> <p>☆ 特定不妊治療費助成</p> <p>☆ 母子健康手帳交付</p> <p>☆ 妊婦支援給付金</p> <p>☆ 妊婦一般健康診査</p> <p>☆ 妊婦歯科健康診査</p> <p>☆ 妊婦訪問</p> <p>◇ 児童手当</p> <p>◇ 出産育児一時金</p> <p>◇ 子ども医療費助成</p> <p>◇ (乳幼児用)紙おむつ券交付</p> <p>☆ 新生児聴覚検査・拡大新生児スクリーニング検査</p> <p>☆ 産婦健康診査(産後2週間・1か月)</p> <p>☆ 産後ケア事業</p> <p>☆ こんには赤ちゃん訪問</p> <p>◇ つくしんぼ(子育て支援センター)</p> <p>◇ 森の国すこやかリレーノート配布</p> <p>◇ 要保護児童対策協議会</p>	<p>☆ 定期予防接種</p> <p>☆ インフルエンザ予防接種補助</p> <p>☆ おたふくかぜ予防接種補助(2回)</p> <p>★ 乳児一般健康診査(2回:3~6か月・9~11か月)</p> <p>★ 3~5か月児健康診査</p> <p>★ 7か月児育児相談</p> <p>★ 10か月児育児相談</p> <p>★ 12か月児育児相談</p>	<p>★ 1歳6か月児健康診査</p> <p>★ 3歳児健康診査</p> <p>★ 5歳児健康診査</p> <p>★ 教育支援委員会</p> <p>★ 就学説明(年長児)</p> <p>★ 教育相談</p> <p>★ 就学時健康診断</p> <p>★ げんキッズ(食育教室)</p> <p>◇ こころのスキルアップ教育</p> <p>◇ 思春期教室</p>	<p>◇ 学校保健委員会(小中学校)</p> <p>◇ 小児生活習慣病予防相談</p>					

**★ 不妊治療費助成事業**

医師が必要と認めた検査を含む不妊治療費の助成をしています。

□ 一般不妊治療費助成 (※町要件あり)

□ 特定不妊治療費助成

**★ 妊産婦等交通費助成事業**

不妊治療、妊産婦健診、出産、乳幼児の入院等、医療機関受診のための交通費を助成しています。

(※町要件あり)

**★ 妊婦支援給付金事業**

医師による胎児心拍の確認がされた妊婦を対象に、妊婦支援給付金を支給しています。

(※町要件あり)

**★ 母子健康手帳交付**

保健センターにて、保健師が交付します。心配なことや出産のことで知りたいことがあっても、ご相談ください。

**★ 妊婦訪問**

妊娠8か月頃、保健師が訪問します。心配なことや、出産用品のことなど何でもご相談ください。

**★ 森の国すこやかリレーノート**

妊娠・出産・育児・就労まで一貫して活用できます。県立あるいは二婚される際、お子さんにお渡し頂ければ幸いです。

※母子健康手帳交付時に、お渡しています。

**★ 妊婦一般健康診査**

おなかの赤ちゃんやお母さんが健やかに妊娠期を過ごされお産を迎えられることを願い、妊娠中に14回分(A券9回・B券9回)の妊婦健康診査受診券を交付しています。

※母子健康手帳交付時に、受診券をお渡しています。

**★ 妊婦歯科健康診査**

妊娠中に1回、町の指定歯科医療機関で、妊婦歯科健康診査を受診できます。交付日から、出産の前日までが、受診券の有効期間となっています。

※母子健康手帳交付時に、受診券をお渡しています。

**★ 新生児健康診査**

月齢1か月未満に1回(確認検査が必要な場合、再検査ができます。)医療機関で検査ができます。

※母子健康手帳交付時に、受診券をお渡しています。

**★ 産後ケア事業**

宇和島市内の委託医療機関で、助産師や看護師から専門的なケアを受けることができます。

産後4か月未満のお母さんと赤ちゃんと「お母さんの体調や育児に不安のある方、産後の援助が受けられない方」など、日帰りや宿泊などのケアが受けられます。

希望のある方は、保健師までご相談ください。

※産科の受け入れ調整が必要ですので、希望される方は早めにご相談ください。

**★ 産後2週間・1か月**

出産後(産後2週間・1か月)に受け取るお母さんの健診です。産後の身体やこころの不調はありませんか? 健診の際に何でも相談ください。 ※母子健康手帳交付時に、受診券をお渡しています。

**★ こんには赤ちゃん訪問**

新生児期～生後2か月頃、保健師が訪問して、赤ちゃんの様子やお母さんの体調をお聞きます。

ご心配なことがありましたら、お聞かせください。一緒に考えたいかもしれません。

**★ 産婦健康診査**

1歳6か月児健康診査

★ 1歳6か月児育児相談

★ 10か月児育児相談

★ 12か月児育児相談

**★ 食育事業**

げんキッズ(食育教室)

保育園にて、年長さんを対象に実施。時には参観日を利用して、お子さんと一緒に食に関するゲームを楽しみます。

給食日より実施内容もお伝えします。

**★ 乳幼児健康診査**

★ 乳児一般健康診査(2回) ※受診券利用

3~6か月と9~11か月の2回、乳児健康診査を医療機関で受診できます。赤ちゃん訪問時にお渡しします。

★ 3~5か月児健康診査

保健センターで受け取る初めの健診です。身体計測、小児科医師の診察(理学療法士によるペビーマッサージ)、保健師・管理栄養士のプチアドバイス等もあります。

★ 1歳6か月児・3歳児健康診査

小児科医師の診察、歯科検診などがあります。現在の発達状況や今後の見通しのご相談、生活習慣、むし歯予防、食事についてお話しします。

★ 5歳児健康診査

保育園・幼稚園等の年中組を対象に、小学校入学に向けた健康診査です。成長発達で気になることはありませんか? お子さんの成長を支援します。

**★ いろどり**

子育てで、しんどい思いや困りごとのある親が集まって、いろいろなおしゃべりを楽しんでいます。

日時・場所 第2土曜日 10:00~12:00 社会福祉協議会

お問い合わせ先: 松野町保健センター 42-0708

24



## 14 医療機関・町内薬局一覧

### 医療機関一覧

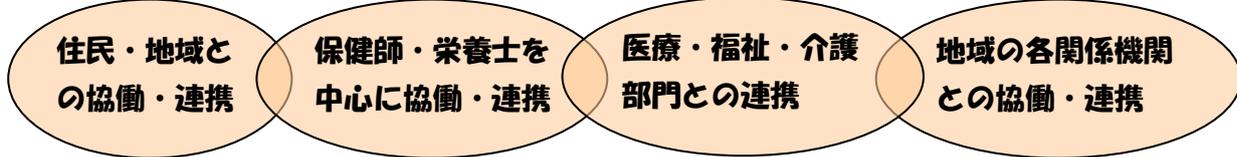
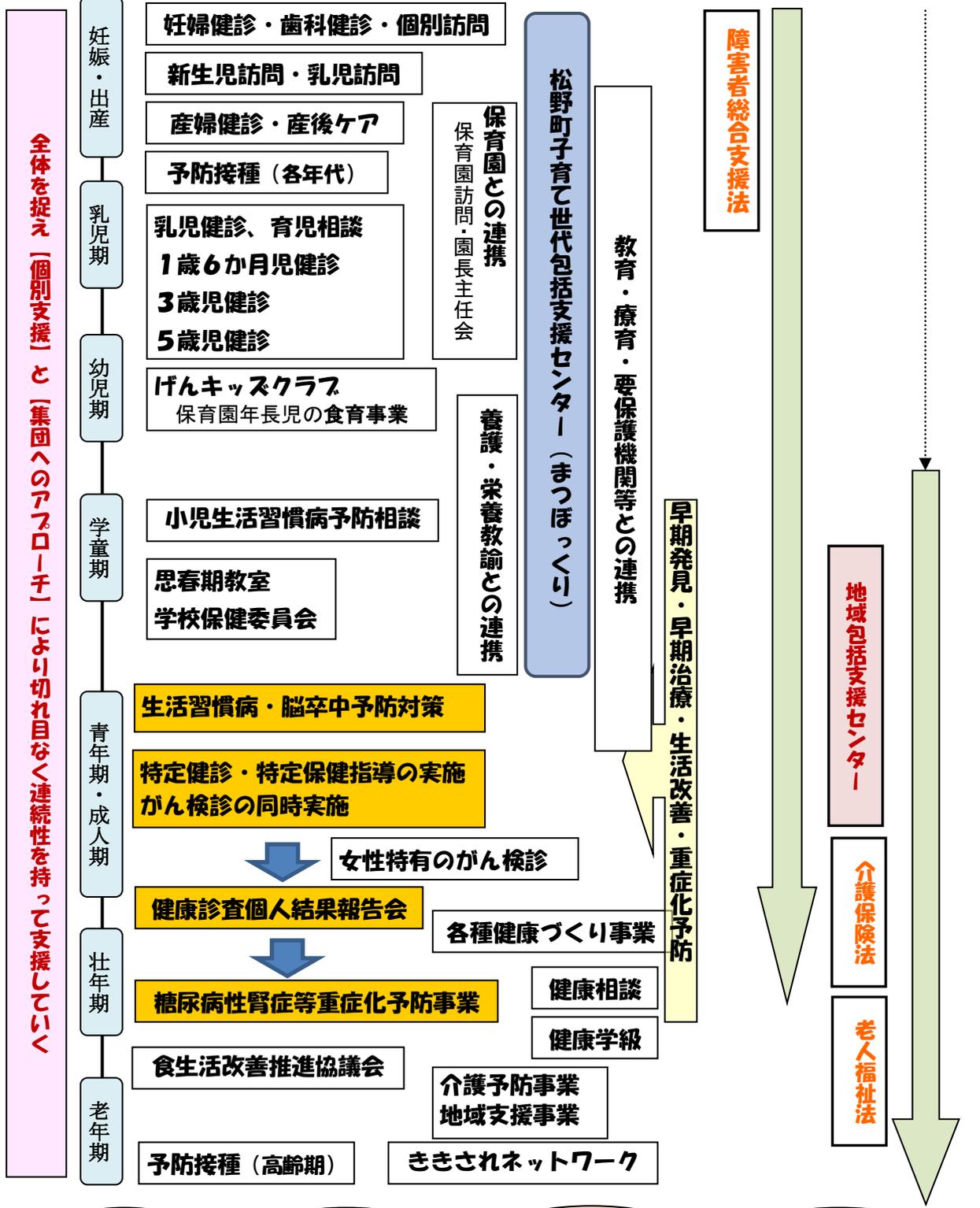
医療機関名	住 所	電話番号
松野町国民健康保険中央診療所	松野町大字延野々1406 番地第 4	42-0707
芝歯科医院	松野町大字松丸 259 番地	42-0013
鬼北町立北宇和病院	鬼北町大字近永 455 番地 1	45-1221
旭川荘南愛媛病院 南愛媛療育センター	鬼北町大字永野市 1607 番地	45-1101
富山医院	鬼北町大字近永 1300 番地	45-0360
篠原医院	鬼北町大字近永 1517 番地 3	45-3370
大野内科医院	鬼北町大字近永 618 番地	45-0141
岡宮眼科	鬼北町大字近永 1489 番地 1	20-6677
いしむら整形外科	鬼北町大字奈良 4298 番地 1	20-6635
市立宇和島病院	宇和島市御殿町 1 番 1号	25-1111
宇和島徳州会病院	宇和島市住吉町二丁目 6 番 24号	22-2811
JCHO (ｼﾞｪｲﾁｮｰ) 宇和島病院	宇和島市賀古町二丁目 1 番 37号	22-5616

### 町内薬局一覧

薬局名	住 所	電話番号
虹の森薬局	松野町大字延野々1448 番地 1	20-5220
フロンティア薬局松野店	松野町大字延野々1411 番地 1	20-5201

# 生涯を通じた健康づくり・予防

地域づくりとつながる地域包括ケア体制の構築と連動



予防接種カレンダー

定期 定められた期間内で受ける場合は原則無料。

定期接種の対象年齢

① お勤めの接種時期(数字は接種回数)

任意 多くの場合が自己負担。必要性は定期と同じです。

任意接種の対象年齢

【標準的なスケジュール】 ※接種スケジュールは、お子さんの体調をみながら、かかりつけ医とよく相談しましょう。

令和7年4月1日現在

種別	標準的な接種年齢	回数	年齢												備考			
			2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳				
ヒブ	生後2か月から7か月までに接種開始	4回	①	②	③	④	④	④										五種混合へ随時切替
小児肺炎球菌	生後2か月から7か月までに接種開始	4回	①	②	③	④	④	④										
B型肝炎	生後2か月から9か月まで	3回	①	②	③	③	③											
四種混合	生後2か月から接種開始	4回	①	②	③	③	④	④	④	④								製造終了 五種混合へ随時切替
五種混合	生後2か月から接種開始	4回	①	②	③	④	④	④	④									
BCG	生後5か月から8か月まで	1回			①													
MR (麻しん風しん混合)	1期	1回					①											
	2期	1回															②	保青園の年度の 4~6月がお勤め
水痘(みずぼうそう)	生後12か月から15か月までに接種開始	2回			①			①	②	②								
日本脳炎	1期	3回							①	②	③							
	2期	1回														④		
二種混合	11歳	1回														①		
ヒトパピローマウイルス 感染症(子宮頸がん)	2価	3回																
	4価																	①
	9価																	②
ロタウイルス	1価	2回																
	5価	3回	①	②	③													
おたふくかぜ	1歳になったらできるだけ早く	2回																町の助成あり(2回分) 補助申請期限 接種を受けた年度の3月 31日まで